# じけいかい訪問看護ステーション重要事項説明書

(訪問看護)

「じけいかい訪問看護ステーション」の訪問看護サービスの提供にあたっての重要事項は次のとおりです。

# 事業所の概要

#### 1 事業所の名称・所在地等

	·
事業所	じけいかい訪問看護ステーション
所在地	青森市大字安田字近野 146 番地 1
電話番号	017-783-5120
FAX番号	017-783-2110
事業所番号	0190137
通常のサービス提供地域	青森市(旧浪岡町を除く)

# 2 事業所の職員体制

職名	資格	資格 人数	
管理者	看護師	1名	訪問看護業務 及び管理業務
訪問看護師	保健師、看護師 又は准看護師	常勤換算2.5名以上 (內1名以上常勤)	訪問看護の
理学療法士等	理学療法士等	1名以上	業務にあたる

# 3 サービスの提供時間

営業日時	月曜日~土曜日 午前8時30分から午後5時00分 (緊急時、その他必要な場合はこの限りではありません)
休業日	日曜日・祝日・12月31日から1月3日
その他	24 時間対応可能です

# 4 当事業所の運営方針

- (1) 訪問看護の提供にあたっては、利用者の要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行います。
- (2) 訪問看護の提供にあたっては、主治医との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者がその有する能力を最大限活用できるよう

な方法等により、妥当適切に行います。

- (3) 訪問看護計画書の作成後は、当該計画の実施状況の把握を行います。また、その内容について必要に応じて指定居宅介護支援事業者等に報告します。
- (4) 訪問看護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、 利用者又はその家族に対し療養上の必要な事項について理解しやす いよう、指導又は説明を行います。
- (5) 訪問看護の提供にあたっては、医学の進歩に対応し、適切な事項 について理解しやすいよう指導又は説明を行います。
- (6) 人材育成のため看護学生等の臨地実習を行います。
- (7) 自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、その改善を図ります。

#### 5 訪問看護の内容等

- (1)事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「訪問看護計画書」を作成します。
- (2) 事業者は、作成した「訪問看護計画書」の内容を利用者及びその家族に説明し、交付します。
- (3) 事業者は、サービス従事者を利用者の居宅に派遣し、訪問看護計 画書に沿って【別紙】に定めた内容の訪問看護を提供します。
- (4)(3)のサービス従事者は看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士のいずれかの資格を取得した者及びそれを補助する看護補助者です。
- (5) 訪問看護計画書が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービス内容が変更となる場合は利用者の了承をもって訪問看護の内容とします。
- (6) 訪問看護の具体的内容は以下のとおりです。
  - ア病状、障害の観察
  - イ 清拭、洗髪等による清潔の保持
  - ウ 食事及び排泄等日常生活の世話
  - エ 褥瘡の予防、処置
  - オ リハビリテーション
  - カ ターミナルケア
  - キ 認知症患者の看護
  - ク 療養生活や介護方法の指導
  - ケ カテーテル等の管理
  - コ その他、医師の指示による医療処置
- (7) 訪問看護師等の禁止行為

看護職員等はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ア 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- イ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ウ 利用者の同居家族に対するサービスの提供
- エ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

- オ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- カ その他利用者又は家族等に対して行う、宗教活動、政治活動、 営利活動、その他迷惑行為

#### 6 サービスの提供記録

- (1) 事業者は、訪問看護の実施にあたっては利用者からサービス実施の確認を受けます。
- (2) 事業者は、サービスを実施した際はその提供記録を作成するとと もに、サービス終了後5年間保管します。
- (3) 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する上記(2)のサービス提供記録を閲覧できます。
- (4) 利用者は、当該利用者に関する上記(2) のサービス提供記録の 複写物の交付を受けることができます。

#### 7 利用料その他の費用の額

訪問看護を提供した場合の利用料その他の費用は次のとおりであり、 厚生労働大臣が定める基準により算定します。また、訪問看護を開始 するにあたり、予め利用者又はその家族に対し、趣旨の理解を得るこ ととします。

#### (1) 基本利用料

訪問する職種		看護師 理学療法士・作業療法士	准看護師			
	(T)	週3日目まで 5,550円/日	週3日目まで 5,050円/日			
	(I)	週4日目以降 6,550円/日	週4日目以降 6,050円/日			
		同一日に2人				
		週3日目まで 5,550円/日	週3日目まで 5,050円/日			
基本療養費	(∏) <b>※</b> 1	週4日目以降 6,550円/日	週4日目以降 6,050円/日			
		同一日に3人以上				
		週3日目まで 2,780円/日	週3日目まで 2,530円/日			
		週4日目以降 3,280円/日	週4日目以降 3,030円/日			
	(Ⅲ) <b>※</b> 2	外泊時	8,500円/回			
管理療養	= 弗	月の初日	7,670円/日			
目 生源後	2頁	2日目以降	3,000円/日			
ターミナルケア療え <b>※3</b>	養費 1	25,000円/該当月				
訪問看護ベップ評価料			780円/月			

※1 老人福祉法に規定される養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有 料老人ホーム等、また、介護保険法に規定される認知症対応型

- 共同生活介護等の居住系施設に入居若しくは入所されている複数の方に同一日に訪問看護を行った場合に算定します。
- ※2 訪問看護を利用予定の方に対し在宅療養に向けた一時的な外泊 中に訪問看護を行った場合に算定します。
- ※3 在宅で亡くなられた方(最後にターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で亡くなられた方を含む)に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問看護を実施し、かつ、ターミナルケアに係る支援体制について利用者及び家族等に説明した上でターミナルケアを実施した場合に算定します。

上記金額の0割~3割(保険種別、医療受給等の状況により負担率が異なります)がお支払いいただく金額となります。

# (2) 加算

(2) 加昇		<u> </u>
加算	加算の要件	加算額
24時間対応体制 加算	利用者の同意のもと、24 時間常 時対応できる体制を実施した場 合	6,520円/月
特別管理加算 ※1	24 時間体制のもと、特別な管理を必要とする利用者に対し、計	2,500円/月
	画的な管理を行った場合	重症度が   おりまた   1 また
難病等複数回訪問 加算	1 日複数回の訪問が必要と認め られる方に対し1日に2回又は3 回以上の訪問を行った場合	イ1日に2回の場合 (1) 同一建物内1人又は2人 4,500円/目 (2)同一建物内3人以上4,000円/目 ロ1日に3回以上の場合 (1) 同一建物内1人又は2人 8,000円/目 (2)同一建物内3人以上7,200円/目
長時間訪問看護 加算	人工呼吸器を使用している状態 にある利用者に対し2時間を超 える訪問看護を行った場合	5,200円/日
複数名訪問看護 加算 <b>※ 2</b>	一人の看護師等による訪問看護 が困難な利用者に対し、同意を 得た上で複数の看護師等が訪問 看護を行った場合	イ看護師等の場合 (1)同一建物内1人又は2人 4,500円/目 (2)同一建物内3人以上4,000円/目 <b>2准看護師の場合</b> (1)同一建物内1人又は2人 3,800円/目 (2)同一建物内3人以上3,400円/目  ハその他の職員の場合 (1)同一建物内1人又は2人 3,000円/目 (2)同一建物内3人以上2,700円/目 <b>二その他の職員の場合</b> 1日1回の場合 1日1回の場合 (1)同一建物内1人又は2人 3,000円/目

		(2)同一建物内 3 人以上 2, 7 0 0 円/日 1 日 2 回の場合 (1) 同一建物内 1 人又は 2 人 6, 0 0 0 円/日 (2)同一建物内 3 人以上 5, 4 0 0 円/日 1 日 3 回以上の場合 (1) 同一建物内 1 人又は 2 人 1 0, 0 0 0 円/日 (2)同一建物内 3 人以上 9, 0 0 0 円/日
夜間·早朝訪問看護 加算	利用者の求め、その他必要に応じ夜間(午後6時から午後10時までの間)または早朝(午前6時から午前8時までの間)に訪問看護を行った場合	2,100円/日
深夜訪問看護加算	利用者の求め、その他必要に応 じ深夜(午後10時から午前6時 までの間)に訪問看護を行った 場合	4,200円/日
退院時共同指導 加算 ※3	訪問看護を利用予定の方の退院・退所にあたり、医療機関・介護老人保健施設の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	8,000円/回
特別管理指導加算	特別管理加算の対象となる方に 対し退院時共同指導を行った場 合退院時共同指導加算と併せて 算定	2,000円/回
退院支援指導加算	当事業所の訪問看護を受ける予 定の方の退院日に、在宅での療 養上必要な指導を行った場合	6,000円/回
在宅患者連携指導 加算	利用者の同意のもと、医療機関、 薬局等と情報を共有し、その情 報をもとに療養上必要な指導を 行った場合	3,000円/月
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算 <b>※4</b>	利用者の状態の急変や診療方針 の変更等の際に、主治医の求め により、利用者が居住する場に おいて、医師、薬剤師、居宅介 護支援専門員等と共同で開催さ れるカンファレンスに参加し、 療養上必要な指導を行った場合	2,000円/回
緊急訪問看護加算	利用者又は家族等の求めに応じ て主治医の指示に基づき、訪問	月14日まで 2,650円/日
<b>※</b> 5	看護を実施した場合	月15日以降 2,000円/日
乳幼児加算	6歳未満の利用者に訪問看護を	対象の場合 1,800円/日
<b>※</b> 6	実施した場合	対象外の場合 1,300円/日
訪問看護医療 DX 情報活用加算	オンライン資格確認等システム を通じて利用者の診療情報を取 得し、その活用によって質の高 い訪問看護を実施した場合	5 0 円/月

- ※1 対象者は下記の通りです。
  - ○在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある方
  - ○人工肛門、人工膀胱を設置している状態にある方
  - ○真皮越える褥瘡の状態にある方
  - ○在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方

## 重症度が高い場合

- ○在宅悪性腫瘍患者指導管理受けている状態にある方
- ○在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある方
- ○気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある方 ※2 対象者は次の通りです。
  - 一人の看護師等による指定訪問看護が困難な利用者であり、暴力 行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合や厚生労 働大臣が定める基準及び状態にある方。
- ※3 3回目以降の指導については算定しません。
- ※4 月3回目以降の加算については算定しません。

上記加算の 0 割~ 3 割(保険の種類、医療受給等の状況により負担率が異なります)がお支払いいただく金額となります。

- ※5 主治医が対応していない夜間等においては、主治医が所属する 診療所と連携先の医療機関の医師の指示により緊急に指定訪問看護を 実施した場合を含む。
- ※6 対象者は次の通りです。
  - ○超重症児又は準超重症児
  - ○特掲診療料の施設基準等別表七に該当する疾病等の小児
  - ○特掲診療料の施設基準等別表八に該当する小児
- (3) その他の費用 死後の処置料 10,000円
- (4) 料金の支払
  - ○【別紙】に定める利用単価をもとに計算された月ごとの合計額(当該月の料金)を翌月25日までに請求いたしますので、月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
  - 〇お支払い方法は、原則として口座自動引落し(引落日:毎月 27 日。 土・日曜日、祝日の場合は翌日)となります。
  - ○サービス実施のために居宅において使用される水道、ガス、電気、 電話の費用は利用者負担となります。
- (5) 料金の変更

料金の変更がある場合は、予め説明を行い、同意を得るものとし、新たな料金にもとづく【別紙】を作成し、交付します。

- 8 サービスの利用
- (1) サービス利用までの流れ
  - ア 主治医による診察(訪問看護の要否判断)
  - イ 利用者・家族からの申し込み
  - ウ 主治医から訪問看護指示書を交付してもらいます
  - ※ご利用にあたってのお願い 健康保険証等を確認させていただきます。
- (2) サービスの終了
  - ア 利用者のご都合でサービス終了を希望する場合 最終利用日の14日前までにお申し出ください。
- イ 上記アの他、次に該当する場合は、利用者は文書で通知すること により直ちにサービスを終了することができます。
  - (ア) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - (イ) 事業者が守秘義務に反した場合
  - (ウ) 事業者が利用者やその家族などに対し社会通念を逸脱する行為 を行った場合
- ウ 当事業所の都合でサービスを終了する場合 人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させて いただく場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。
- エ 上記ウの他、次に該当する場合は、事業者は文書で通知することにより直ちにサービスを終了させていただくことがあります。
  - (ア) 利用者のサービス利用料金の支払が1ヶ月以上遅延し、料金を 支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内に支払われない 場合
  - (イ) 利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対して、 サービスを継続し難いほどの重大な背信行為を行った場合

#### 才 自動終了

- (ア) 利用者が介護保険施設・医療機関に入所又は入院した場合 ただし、2ヶ月以内に利用者が退所又は退院し再び在宅におい て日常生活を営む状況になった場合は利用者と事業所の双方の 合意によりサービスの継続が可能です。
- (イ) 医師により訪問看護の必要性が認められなくなったと判断され た場合
- (ウ) 利用者が死亡した場合
- 9 訪問看護の内容に関する苦情

当事業所の提供した訪問看護に対して不満や苦情がある場合には、どんな些細な事でも構いませんので次の窓口までお申しつけください。

(1) 当事業所の利用者相談・苦情窓口

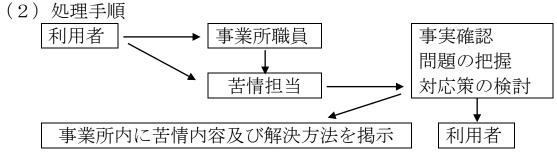
担当者 野澤 美栄子

電 話 017-783-5120

FAX 0 1 7 - 7 8 3 - 2 1 1 0

受付日 月曜日~土曜日 (ただし、祝日・12月31日から1月3日を除く)

受付時間 午前8時30分から午後5時00分



(3) その他

当事業所以外に青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

青森県国民健康保険団体連合

電話番号 017-723-1301

#### 10 個人情報の保護

- (1) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する 法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者におけ る個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切 な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

#### 11 秘密保持

- (1)事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、正当な理由がなく、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族に関する秘密を漏らしません。
- (2) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、雇用時の誓約書の内容とします。

# 12 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適せるに実施するための担当者の設置 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用 者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる 利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものと します。

#### 13 賠償責任

サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により、 利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して その損害を賠償します。

ただし、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

#### 14 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた ときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治 医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じます。

主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。また、ご家族等へも連絡します。

主治医	医療機関名	
	電話番号	
	氏 名	
F 4	氏 名	続柄
緊急 連絡先	住 所	
	電話番号	

#### 15 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、 医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町 村、ご家族、その他居宅介護支援事業所等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録すると ともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、利用者に対して、当事業所の看護サービスにより賠償すべき 事故が発生した場合は、速やかに損害賠償します。当事業所は**三井住 友海上火災保険株式会社**と損害賠償保険契約を結んでおります。

#### 16 衛生管理

当事業所は、訪問看護師等の清潔保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

# 17 業務継続に向けた取組の強化

当事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し整備等の必要な措置を講じ、従業者に対し、定期的な研修、訓練等を行います。

#### 18 その他

# (1) 身分証携行義務

サービス従事者は、常に身分証を携行し初回訪問時及び利用者又は 利用者の家族から提示を求めたれた時はいつでも身分証を提示します。

#### (2)連携

- ア 事業者は訪問看護の提供にあたり、利用者のサービス計画担当者 及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携 に努めます。
- イ 事業者はサービス内容が変更された場合又はサービスが終了した 場合は、その内容について利用者のサービス計画担当者がいる場合 には連絡します。

※サービス計画担当者とは要支援・要介護認定を受けられている方で居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の作成を依頼されている居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターのことを言います。

#### (3) 身体拘束の禁止

事業者は、利用者及びその家族、第三者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(4) 虐待防止のための措置

事業者は、利用者の身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、 虐待防止啓発に努めます。

(5) 本書に記載のない事項については、健康保険法令その他諸法令に 定めるところを尊重し、利用者及び事業者双方が誠意をもって協議 のうえ定めます。

#### (6) 裁判管轄

利用者及び事業者は、サービス利用及び提供に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

# (7) 臨地実習の受け入れ

当事業所は、看護学生等の臨地実習受け入れ施設として協力をして おります。学生等の臨地実習は以下の基本的な考えで望むことにして おりますので、看護教育の必要性をご理解いただきご協力をお願い致 します。なお、同行訪問する際には事前にご連絡致します。

- ア 学生等が看護援助を行う場合、事前に説明を行い利用者又は利用 者の家族の同意を得て行います。また、実習に関する意見や質問が ある場合、同行の看護師に直接訪ねることができます。
- イ 学生等が看護援助を行う場合、安全性の確保を最優先として事前 に看護教員や看護師の助言・指導を受けています。また、臨地実習 を通して知り得た利用者及び利用者の家族に関する情報について、 他者にもらすことのないようプライバシーの保護に留意します。
- ウ 利用者及び利用者の家族は、学生等の同行訪問に同意した後も学 生等が行う看護援助に対して無条件に拒否できます。また、拒否し

たことを理由に訪問看護上の不利益な扱いを受けることはありません。

#### (8) 感染症の予防及びまん延防止のための措置

当事業所は、感染症が発生した場合、又はまん延の防止のため、対策を検討する委員会を開催し、指針の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修、訓練を定期的に実施する等の措置を講じます。

# ★ターミナルケアに係る体制について

ターミナルケアの実施にあたり、緊急時等に対応するため 24 時間体制で支援します。

## ○連絡先

じけいかい訪問看護ステーション

電話:783-5120 (24時間いつでもつながります)

# ○担当者氏名

※当事業所は、担当者をはじめ、看護職員全員が連携して支援する体制となっております。

#### ○緊急時について

緊急時の対処法等につきましてはサービスの際に予め説明しますが、 不安や疑問がございましたら、慌てずに、まずはご連絡下さい。

看護職員が状況に応じた指導・助言、主治医への連絡、また、訪問などの対応をします。

# 【別紙】

# 訪問看護の内容

提供するサービスの内容は下記のとおりです。

曜	日	時	間	帯	内	容	備	考
			$\sim$					
			$\sim$					
			$\sim$					

# 利用料

お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。 割

40,	$\times 14$	<u>正</u> 0 ファ	でほるしょ	$\square \lor \nearrow \subset  a \lor$	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u> </u>
			利用料			自己負担分
	基本療養費(I)	看護師	Ţi		5,550 円	
		准看護	<b>姜</b> 師		5,050 円	
	基本療養費(Ⅱ)	看護師	Ħ		5,550 円	
		准看護	護師		5,050 円	
	基本療養費(Ⅲ)	外泊時	<b></b>		8,500 円	
	管理療養費	月の初	刀日		7,670 円	
		2 日 目	引以降		3,000 円	
	24 時間対応体制加算	ĺ			6,520 円/月	
	訪問看護ベースアー 価料(I)	ップ評			780 円/月	
	特別管理加算				2,500 円/月	
			重症度	が高い場合	5,000 円/月	
	退院時共同指導加算	<del>-</del> 算			8,000 円	
	退院支援指導加算				6,000 円	
	特別管理指導加算				2,000 円	
	護加算		物内 1 人又は 2 物内 3 人以上	2人	4,500 円/日 4,000 円/日	
			物内1人又は2	2 人	3,800 円/日	
		同一建物	物内 3 人以上		3,400 円/日	
	在宅患者連携指導力	加算			3,000 円	
	長時間訪問看護加算		5,200 円			
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算 乳幼児加算			2,000 円 対象の場合 1,800 円/日		
				対象外の	場合 1,300 円/日	
	訪問看護医療 DX 🕆	青報活戶	用加算	50 円/月		

間・早朝/深夜訪問加算」等についても ます。							
※難病・小児特定疾 他医療機関と併せて		)自己負	担上限額		円と	こなりま	きす。
				令和	年	月	日
訪問看護サービス て、重要事項を説明			、利用者に	対して	本書面は	こもと	づい
<事業者>	事業者名	<b>7</b> 	一般社団法 じけいかい			ーション	/
	所在地		青森市大字	安田字边	丘野 140	3番地	1
	管理者		野澤	美栄予	<u> </u>		
	説明者足	七名					
私は、本書面によ を受け、同意します		業者から	訪問看護に	ういてい	の重要	事項の	説明
<利用者	<del>'</del> >						
	住	所					_
	氏	名					_
<代理人	.>						
	住	所					_
	氏	名					_

※上記の他、事前にご説明いたしました「難病等複数回訪問加算」、「夜